

事業計画の概要

産業廃棄物収集運搬業

北海道	札幌市
-----	-----

北海道	札幌市
<p><u>事業の全体計画</u></p> <p>排出事業者より指示された処理施設への運搬を行います。主な運搬先は弊社の中間処理施設であり、破碎・圧縮・RPFの製造等の処理を施し、可能な限り資源の再生を行います。発生量の少ない廃棄物に対しては積替え保管施設を設置し、運搬効率の向上を図っています。また、石狩市内に設置する積替え保管施設では、廃OA機器類、小型家電類、電気機械類等の解体(手選別)を行い、金属や基板類及びボイラー向け燃料になりうるプラスチック類の回収を行います。</p>	<p><u>事業の全体計画</u></p> <p>排出事業者より指示された処理施設への運搬を行います。主な運搬先は弊社の中間処理施設であり、破碎・圧縮・RPFの製造等の処理を施し、可能な限り資源の再生を行います。発生量の少ない廃棄物に対しては積替え保管施設を設置し、運搬効率の向上を図っています。</p>

廃棄物の種類ごとの運搬量

<ul style="list-style-type: none"> ・燃え殻 . . . 0.5 t/月 ・汚泥 . . . 1.0 t/月 ・廃油 . . . 0.5 t/月 ・廃アルカリ . . . 0.5 t/月 ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む) . . . 500 t/月 ・紙くず . . . 100 t/月 ・木くず . . . 100 t/月 ・繊維くず . . . 10 t/月 ・動植物性残さ . . . 0.5 t/月 ・ゴムくず . . . 0.5 t/月 ・金属くず . . . 800 t/月 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む) . . . 500 t/月 ・鋳さい . . . 0.5 t/月 ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) . . . 100 t/月 ・ばいじん . . . 0.1 t/月 ・産業廃棄物を処分するために処理したもの . . . 0.1 t/月 ・水銀使用製品産業廃棄物 . . . 2.5 m³/月 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥(建設汚泥を除く) . . . 0.1 t/月 ・廃油 . . . 0.1 t/月 ・廃酸 . . . 0.1 t/月 ・廃アルカリ . . . 0.1 t/月 ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む) . . . 10 t/月 ・紙くず . . . 10 t/月 ・木くず . . . 15 t/月 ・繊維くず . . . 0.1 t/月 ・ゴムくず . . . 5 t/月 ・金属くず . . . 30 t/月 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む) . . . 10 t/月 ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) . . . 10 t/月 ・水銀使用製品産業廃棄物 . . . 0.21 t/月
--	--

収集運搬の具体的な計画

・車両ごとの用途

廃油等の液状の廃棄物はキャブオーバー、塵芥車、ダンプ、セミトレーラで運搬を行います。

塵芥車は、石綿含有廃棄物の運搬に使用しません。石綿含有廃棄物を運搬する際は、他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設ける等、区分けをして運搬を行います。

水銀使用製品産業廃棄物が破碎しないようにするため、段ボール容器等を用い、必要に応じてストレッチフィルム等で固定し運搬を行います。

・収集運搬業務を行う時間

8:00~17:00

・休業日

土曜日、日曜日

従業員の内訳（2024年4月1日現在）

- ・申請者又は申請者の登記上の役員・・・ 10人
- ・令第6条の10に規定する使用人・・・ 6人
- ・事務員・・・ 113人
- ・運転手・・・ 69人
- ・作業員・・・ 348人

合計546人

環境保全上の概要

・運搬に際し講ずる具体的措置

シート、ネット、ロープ等を用いて飛散を防止します。悪臭が発生する事態は極めて稀であるため、特段の措置は講じません。悪路または住宅地の走行に際しては、粉じん、騒音、振動の発生防止に努めます。

・積み替え又は保管施設において講ずる措置

飛散の恐れのあるものについては、フレコンバック等で保管を行います。保管基準に従い、保管を行います。